

日本家庭科教育学会東北地区会会則

- 第1条 本会は、日本家庭科教育学会会則第2条に則り、日本家庭科教育学会東北地区会（以下、「本会」という。）と称する。
- 第2条 本会は、家庭科教育に関する研究を推進し、あわせて会員相互の親睦向上、連絡をはかることを目的とする。
- 第3条 前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
総会、研究発表会、『東北家庭科教育研究』の発行、その他必要と認められる事業
- 第4条 本会会員は、原則として日本家庭科教育学会会則第6条6項に則って本会に所属し、活動するとともに、本会規定の会費を納入する者とする。
なお、本会の趣旨に賛成するものを地区賛助会員とすることができる。
- 第5条 本会の運営にあたるために下記の役員をおく。
地区会長 1名
副会長 1名
委員 若干名（庶務、会計、県委員を含む）
監事 2名
役員の選出は、別に定める規則によって行い、総会でこれを承認する。
- 第6条 役員の任期は、4月から翌年3月までの1年間とする。
- 第7条 役員の任務は下記の通りとする。
地区会長は、本会を統轄し、本部との連絡にあたる。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
県委員は、地区事務局との連絡をはかり、当該県での活動を推進する。
庶務および会計委員は、会長がその所在県に置いた地区事務局の元で、庶務および会計の任にあたる。
監事は、会計の監査にあたる。
- 第8条 第2条の目的を達成するために、研究推進委員会（以下、委員会）を設置する。これについては、別に定める。
- 第9条 本会の経費は、地区還付金、地区会費、およびその他の収入をもってこれにあてる。本会の会計年度は、役員の任期と同じ期間とする。
- 第10条 本会の事務局及び所在地は、当該年度地区会長の指定する場所に置く。**
- 附 則 (1) 会則の変更は総会の議を経て行う。
(2) この会則の施行に関する細則は、別に定める。
(3) この会則は、昭和53年5月20日から施行する。
- 昭和54年5月26日一部改正
昭和60年5月18日一部改正
平成19年11月3日一部改正
平成27年10月3日一部改正
令和5年4月1日一部改正

日本家庭科教育学会東北地区会施行細則

1. 役員に関する件
- (1) 会長、副会長は、日本家庭科教育学会東北地区代表が兼ねるものとする。（地区会代表任期の第一年次は副会長、第二年次は会長となる。）
なお、地区代表は原則として秋田、福島、山形、青森、宮城、岩手の順で各県より選出する。
- (2) 委員は、
①県委員は、各県一名ずつとする。（選出法は各県に任せる。）
②庶務および会計委員は会長が委嘱する。
- (3) 監事は、総会で選出する。
2. 会費に関する件
- (1) 会費は当分年額千五百円とし、年度始めに納入するものとする。
- (2) 3年間未納の会員に対しては、地区会誌の発送を中止する。
3. 退会に関する件
- (1) 退会を希望する者は、退会届を事務局に提出するものとする。
- (2) (1)に当たっては、退会年度までの会費を納入していなければならない。
- (3) 特別な事由がなく会費の未納が5年間続いた場合には、会員の資格を喪失し、退会扱いとなる。

附 この施行細則は、昭和54年5月26日から施行する。
昭和60年5月18日一部改正
平成19年11月3日一部改正
平成25年6月28日一部改正
令和5年4月1日一部改正

日本家庭科教育学会東北地区会助成金に関する規則

- 第1条 目的
日本家庭科教育学会東北地区会（以下、地区会）では、地区会の家庭科教育研究を推進するために平成19年度より研究助成金を交付する。
- 第2条 交付件数および金額
1年度あたり2件程度、1件5万円とする。
- 第3条 申請条件および資格
- (1) 目的と合致するもの。
(2) 申請者は地区会会員であること。
(3) 申請研究は2名以上で、かつ所属が2つ以上であること。できれば所属が2県以上にまたがることが望ましい。
(4) 本助成金は地区会費と学会本部からの地区還付金を財源とすることから、申請者は全国会員であることが望ましい。
- 第4条 申請方法
- (1) 申請は単年度とする。
(2) 申請は一人1件とし、複数の申請は認めない。
(3) 同一テーマで継続して申請することは認めない。
(4) 申請に関する要項は大会開催案内に同封する。
(5) 申請者は、所定の申請用紙に必要事項を記入し、郵送またはE-mailにより申請する。
- 第5条 申請先
申請先は、当該年度の研究推進委員長宛に申し込む。
- 附 則 (1) 本規則は平成19年11月3日から施行する。
平成26年11月8日一部改正
平成27年10月3日一部改正
平成28年10月1日一部改正
平成30年9月29日一部改正
令和4年10月1日一部改正